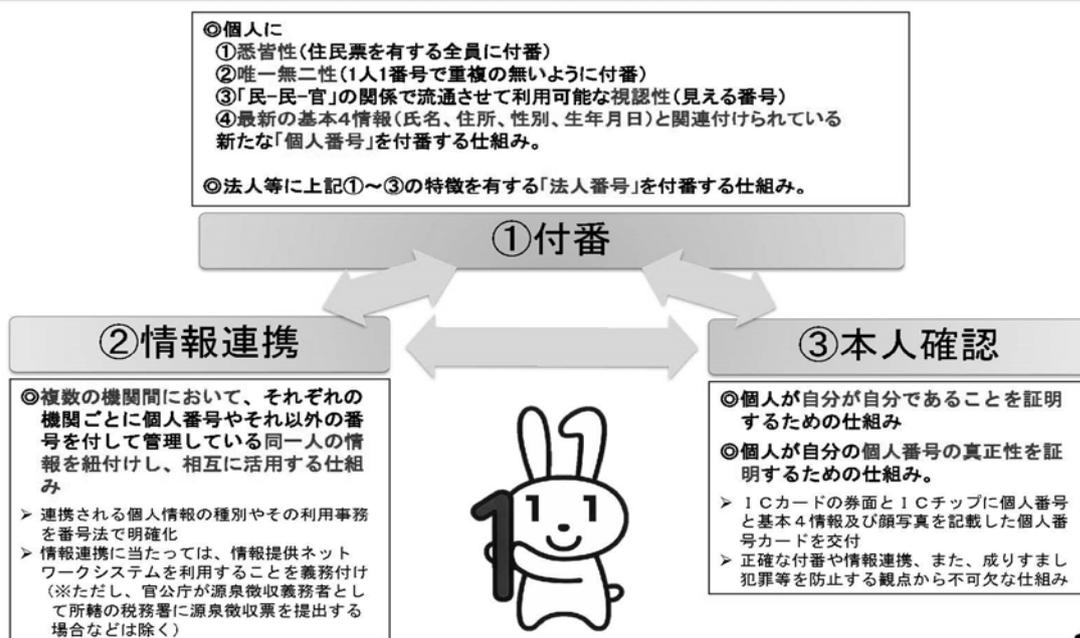


## 通知カードが届いたら 何が問題？ どうする？

### [1] なぜ個人番号通知カードは送られてくる？

- ・マイナンバー制度＝個人を識別特定し、分野を超えて個人情報を相互利用する仕組み
- ・2013. 5. 31法公布→2015. 10. 5施行→2016. 1利用・カード交付開始→2017. 1～情報連携
- ・通知カード＝個人番号の通知と「本人確認書類」の2つの役割

#### 社会保障・税番号制度の仕組み



(内閣官房 マイナンバー概要資料 より)

2

### [2] 「本人確認」とは＝番号確認＋身元確認

第十四条(提供の要求) 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

第十六条(本人確認の措置) 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

マイナンバー取得の際の本人確認では、**番号確認と身元確認を行います。**

個人番号の確認	身元(実存)の確認
個人番号カード	個人番号カード
通知カード or 住民票(番号付き)	運転免許証 or パスポート
※ 上記が困難な場合は、過去に本人確認の上で作成したファイルの確認	※ 上記が困難な場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類の提示 ※ 雇用関係にあるなど、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない

「民間事業者の対応」内閣官房 平27年8月版

### [ 3 ] 個人番号の提供を求められるのはどんなときか

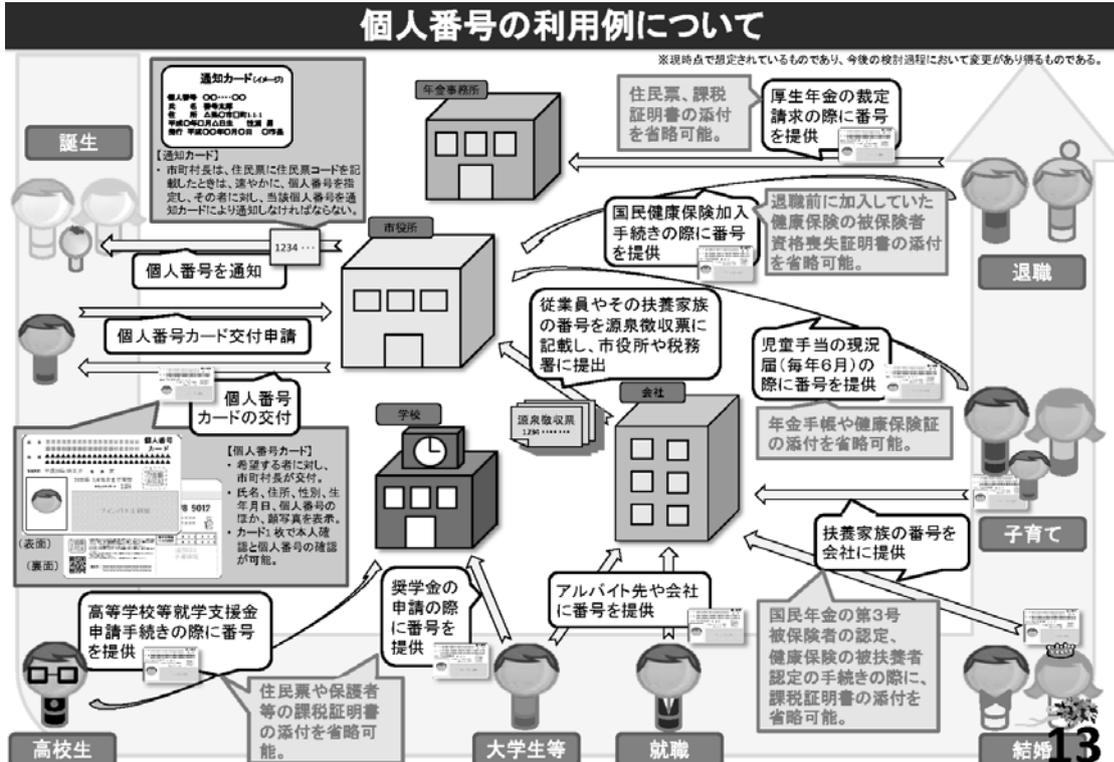
- ①個人番号利用事務……番号法別表第一の事務＋自治体が条例で定める事務
  - ②個人番号関係事務……①に関して行われる他人の個人番号を利用して行う事務
- ※個人番号利用事務等＝個人番号利用事務＋個人番号関係事務

個人番号の利用範囲	
社会保障分野	年金分野 ⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野 ⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野 ⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
	税分野 ⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調査等に記載。当局の内部事務等に利用。
災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用	



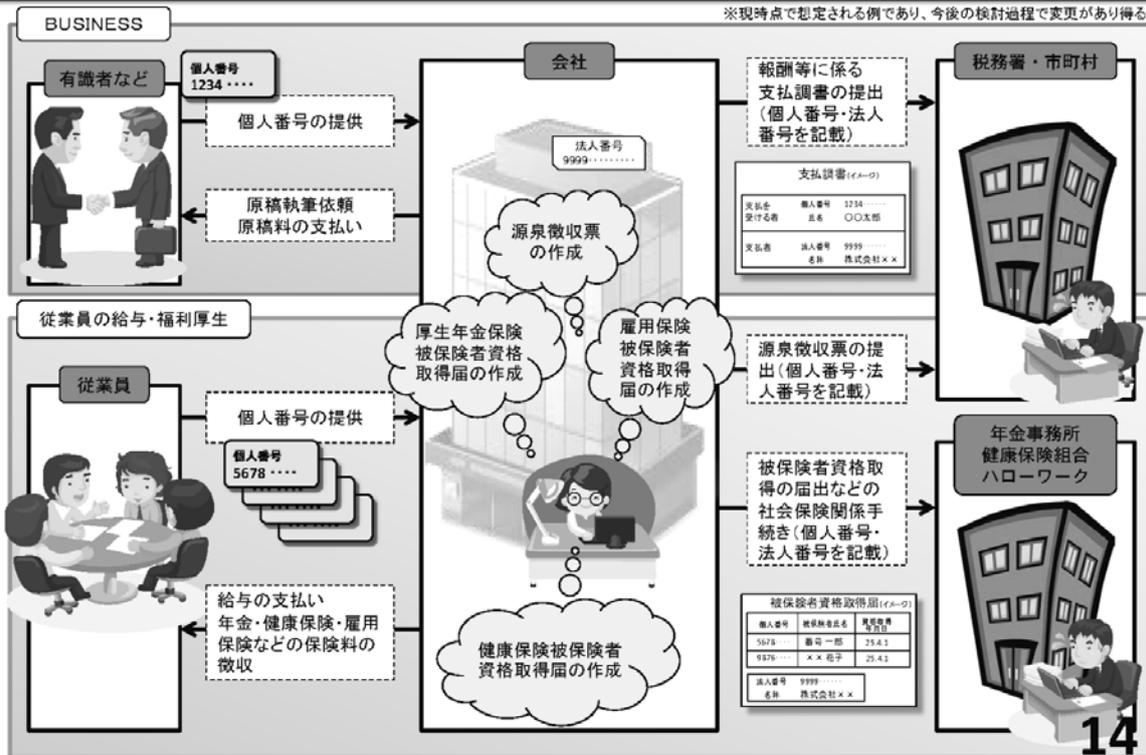
(内閣官房 マイナンバー概要資料 平成27年8月版より)

### ● 番号の記入要請とカード等の提示が生涯付きまとう社会になる



(内閣官房 マイナンバー概要資料 平成27年2月版より)

## 民間企業における番号の利用例



(内閣官房 マイナンバー概要資料 平成27年2月版より)

### [ 4 ] マイナンバー制度は何が危ない？

#### 1) 政府みずから番号制度の危険性は認識………基本的人権の侵害、経済的被害

\* 「様々な個人情報、本人の意思による取捨選択と無関係に名寄せされ、結合されると、本人の意図しないところで個人の全体像が勝手に形成されることになるため、個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難となり、ひいては表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず(萎縮効果)、民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない。」(「社会保障・税番号大綱」2011年6月30日 15頁)

\* 番号制度に対し、国民の間に生じるのではないかと国が考える「3つの懸念」

① 国家管理への懸念＝国家が個人情報を「番号」をキーに名寄せ・突合して一元管理

② 集積・集約された個人情報が漏えい、本人が意図しない個人像が構築、差別的に扱われる

③ 財産その他の被害への懸念＝成りすまし等不正利用又は改ざん等により財産その他の被害

\* 最高裁判決で住基ネットが合憲とされた要件・・・満たさないと憲法違反になると認識

#### 2) 危険性に対処するための個人情報保護措置は機能するか？

##### (1) 制度上の保護措置

利用事務の法定、個人番号のみでの本人確認の禁止、特定個人情報保護委員会の設置、特定個人情報保護評価、情報提供記録をマイナポータルで確認、罰則の強化

##### (2) システム上の安全措置

個人情報の「分散管理」、符号による連携、アクセス制御等

#### 3) 危険性を上回るメリットはあるか？ 費用対効果も不明なまま

国民の利便性の向上？ 行政の効率化？ 公平・公正な社会の実現？

#### 4) 利用目的も変質、どこまで拡大するか予測もつかない

\* 法施行前なのに、はやくも番号利用拡大法（3/10国会提出－9/3成立－9/9施行）

番号法制定時の目的を超え「世界最先端 I T 国家創造宣言」(2014年6月閣議決定)による利用拡大  
 預貯金口座、特定健診情報・予防接種記録、条例独自利用事務で情報連携、求人情報等で利用

\* 引き続き利用拡大（2015.6.30閣議決定）

- ・ 情報連携利用事務拡大……戸籍事務、旅券事務、医療情報、自動車検査登録事務等
- ・ 個人番号カードの利用拡大……職員証・社員証・学生証、キャッシュカード・クレジットカード、健康保険証、市町村・民間事業者による空き領域利用、公的個人認証の民間利用等
- ・ マイナポータルの利用拡大……「官民のオンラインサービスのシームレスな連携」
- ・ 「社会基盤」としての番号制度の様々な利用……軽減税率、NHK受信料徴収、年金徴収

\* 3年後には民間利用への拡大を検討（番号法附則第6条）

#### 5) 共通番号制度が社会基盤となる社会で危惧されること

\* 住民票のない人／カードのない人への行政サービス提供はどうか

\* DV等の被害を助長しないか、通知カードの世帯送付、照会されると情報が義務(法第22条)

\* 個人を特定した社会保障抑制 | 負担強化・扶養義務強化・「不正受給」摘発への活用

\* 差別の助長、権利行使・サービス受給への萎縮効果

\* 高齢者など「情報弱者」にふりかかる被害

\* 不利な立場にある人が就労機会を奪われる

### [5] 通知カードとは （内閣官房 マイナンバー概要資料 平成27年8月版より↓）

#### 個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
<b>1 様式</b>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民票コードの券面記載なし</li> <li>○顔写真は選択制</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人番号を券面に記載(裏面)</li> <li>○顔写真を券面に記載</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人番号を券面に記載</li> <li>○顔写真なし</li> </ul>
<b>2 作成・交付</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○即日交付又は窓口へ2回来庁</li> <li>○人口3万人未満は委託可能</li> <li>○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合)</li> <li>○交付事務は自治事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定</li> <li>○全市町村が共同で委任</li> <li>○手数料:無料(電子証明書含む)</li> <li>○交付事務は法定受託事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。</li> <li>○全市町村が共同で委任</li> <li>○手数料:なし</li> <li>○交付事務は法定受託事務</li> </ul>
<b>3 有効期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発行日から10年</li> <li>※電子証明書(署名用)は3年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで)</li> <li>※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○なし</li> </ul>
<b>4 利便性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身分証明書としての利用が中心</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身分証明書としての利用</li> <li>○個人番号を確認する場面で利用(就職、転職、出産育児、病氣、年金受給、災害等)</li> <li>○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用</li> <li>○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</li> </ul>

## [6] 個人番号カードとは

### 申請してね、個人番号カード

交付手数料は  
**無料**です※

ICチップが搭載され、  
電子証明書とアプリ  
を格納できます。

**あなたの「個人番号カード」が申請できます**



• おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できます。

• うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができます。

※ 初回の交付手数料は無料ですが、紛失その他に伴う再交付手数料は有料です。

### 「メリット」いっぱい「個人番号カード」

#### マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

券面  
を利用



#### 各種行政手続のオンライン申請等に

平成 29 年 1 月に開設されるマイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請等に利用できます。

電子証明書  
を利用



#### 本人確認の際の身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ 1 枚で済む唯一のカードです。  
金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できます。

券面  
または  
電子証明書  
を利用



#### 各種民間のオンライン取引等に

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みです。

電子証明書  
を利用



#### 様々なサービスがこれ一枚で※

市区町村や国等が提供する様々なサービス毎に必要な複数のカードが個人番号カードと一体化できます。

健康保険証としての利用も可能とする予定です。

券面  
または  
電子証明書  
または  
アプリ  
を利用



#### コンビニなどで各種証明書の取得に※

コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。

電子証明書  
または  
アプリ  
を利用



※ お住まいの市区町村によりサービスの内容が異なります。  
詳細は公式サイト [個人番号カード メリット](#) [検索](#) でごらんいただくか、市区町村にお問い合わせください。

●申請には4種類（4桁～16桁）の暗証番号の設定が必要……記憶できますか？

個人番号カードの3つの利用箇所について

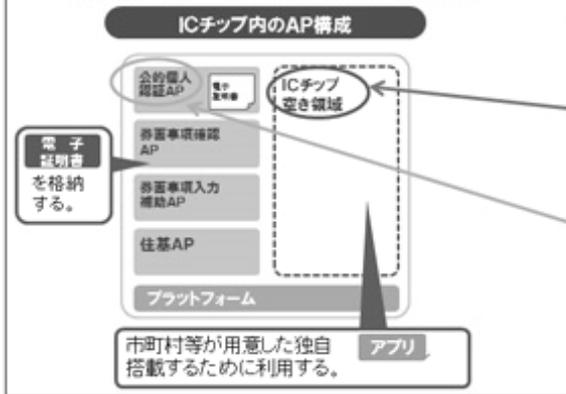
個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのICチップ内の構成



- (1)カード券面  
社会保障、税又は災害対策分野の事務における個人番号の証明（個人番号と本人確認の両方が1枚で済む）。公的な身分証明書として活用
- (2)ICチップの空き領域  
市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。  
・印鑑登録証 ・コンビニ交付  
・証明書自動交付機 ・図書館利用  
・公共施設予約 ・地域の買い物ポイント 等
- (3)電子証明書  
(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)  
行政機関等（e-TAX、マイナポータル、コンビニ交付）の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。  
イメージ：金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

（↑総務省サイト「マイナンバー制度と個人番号カード」より↓）

個人番号カードのアプリの概要

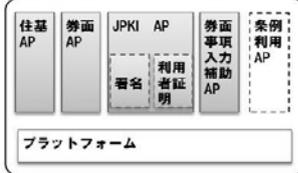
個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのAP構成



AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面における券面記載情報の改ざん検知</li> <li>・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用</li> </ul> <p>(記録する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表面情報：4情報＋顔写真の画像</li> <li>・裏面情報：個人番号の画像</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を利用できる者 表と裏の券面情報 ：照合番号A(個人番号12桁)</li> <li>・個人番号を利用できない者 表の券面情報のみ ：照合番号B(14桁：生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁)</li> </ul>
JPKI-AP	<p>(署名用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請に利用</li> </ul> <p>(利用者証明用)【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータル等のログインに利用</li> </ul>	<p>暗証番号(6～16桁の英数字)</p> <p>暗証番号(4桁の数字)</p>
券面事項入力補助AP【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号や4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能</li> </ul> <p>【記録・利用する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人番号及び4情報 並びにその電子署名データ</li> <li>②個人番号 及びその電子署名データ</li> <li>③4情報 及びその電子署名データ</li> </ul> <p>注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①については、暗証番号(4桁の数字)</li> <li>②については、照合番号A(個人番号12桁) ※これにより、券面目視により個人番号を手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。</li> <li>③については、照合番号B(14桁：生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁)</li> </ul>
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票コードを記録</li> <li>・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能</li> </ul>	<p>暗証番号(4桁の数字)</p>

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

## [ 7 ] 通知カードが届いたら

### 1) 国や市町村に対して、反対の意思表示をする

- ・ 通知を拒否しても付番は拒否できない。しかし反対の意思を示すことには大きな意味  
2002年8月に住基ネットの住民票コードが通知されたとき、全国で反対の声が市町村や国に殺到し、住基ネットの利用拡大はくい止めた
- ・ 通知カードが届いたときに、反対の意思を表明する方法  
受取拒否する、通知カードに拒否の意思表示を書いて返送する、など  
ただ通知カードがないと、個人番号記入の求めにどう対応するかが課題

### 2) 個人番号カードは申請しない

- ・ 個人番号カードを普及させないことが、マイナンバー制度をくい止める鍵  
住基カードの例……2003年から希望者に交付。当初は様々な市町村独自利用も試みられたが、11年間で累計交付枚数が約824万枚、現在使用は約666万枚（住民登録者5.2%）しか普及せず（総務省公表2016年3月31日現在）、住基ネットは失敗と評価
- ・ 政府は番号制度の成否をかけて強引に個人番号カードの普及をはかっている。  
来年3月までの3カ月で1000万枚、来年度500万枚の無料交付予算を措置。  
2019年3月までに8700万枚の交付を計画し、いずれ所持・常時携帯の義務化を意図？  
任意交付にもかかわらず、職員証・社員証・学生証、健康保険証と一体化して所持を強いる  
職場などでの一括申請も可能など交付方法の多様化

### 3) 個人番号カード、通知カードがない場合、本人確認書類（番号確認）はどうするか

- a. 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書（取得は有料になる）
- b. 住民基本台帳の確認（市区町村はカード提示がなくても事務処理可能）
- c. 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者。会社等にはできない）  
番号法第十四条2 個人番号利用事務実施者は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、……機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。
- d. 過去に本人確認して作成した特定個人情報ファイルの確認
- e. 個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（実施者ごとに異なる）

## [ 8 ] 個人番号の提供を求められたら拒否できるか

- ・ 番号法では、個人番号の記載義務はない。
- ・ 利用事務等実施者は個人番号の提供を求めることができる。提供の際には本人確認を義務づけ
- ・ 個別の法令・事務の多くで、記載の義務づけ規定（ねばならない）があるが、罰則はない  
2015年12月以前の提出書類では、この義務規定は適用されない
- ・ 個人番号の記載がなくても受理し手続きするが、前提として記載が義務であることの説明がある  
「番号を記載する義務」と「なくても受理する」の明確な基準は示されておらず現場判断になる
- ・ 記載を義務づけない理由として、「個人番号がない人」の存在などを挙げている
- ・ 行政などの個人番号利用事務では、「番号確認」と番号記入は、内部の確認で可能
- ・ 課題は個人番号関係事務（会社など民間事業者等）での扱い

本人確認の措置①

【1. 本人から個人番号の提供を受ける場合】

本人確認 番号確認	身元(実存)確認
<p>① 個人番号カード【※16】</p> <p>② 通知カード【※16】</p> <p>③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【※12D】</p>	<p>① 個人番号カード【※16】</p> <p>② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【※10-1、※12-1】</p> <p>③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、が記載されているもの)【※10-2、※12-2】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【※10-3、※12-3】</p> <p>ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、が記載されているもの)</p> <p>⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。【※10-4、※12-4】</p> <p>ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ</p> <p>イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されているⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、の確認</p> <p>ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認</p> <p>エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認</p> <p>オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、遺付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他の申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認</p>
<p>④ ①から③までが困難であると認められる場合【※10D】</p> <p>ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)</p> <p>イ 住民基本台帳の確認(市町村長)</p> <p>ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。</p> <p>エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ個人番号、ⅱ氏名、ⅲ生年月日又は住所、が記載されているもの)</p> <p>※ 源泉徴収票など個人番号利用事務実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定。</p>	<p>⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない。【※10E】</p>
<p>① 個人番号カード(Cチップ)の読み取り【※4-1】</p> <p>② 以下のいずれかの措置</p> <p>ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【※4-1】</p> <p>イ 住民基本台帳の確認(市町村長)【※4-1】</p> <p>ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【※4-1】</p> <p>エ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ個人番号、ⅱ氏名、ⅲ生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信【※4-2】</p> <p>※ 通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定。</p>	<p>① 個人番号カード(Cチップ)の読み取り【※4-1】</p> <p>② 公的個人認証による電子署名【※4-2-1】</p> <p>③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【※4-2-1】</p> <p>※ 民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。</p>
<p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【※10D-3】</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【※10D-1】</p> <p>③ 住民基本台帳の確認(市町村長)【※10D-2】</p>	<p>○ 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【※10D-4】</p> <p>※ 基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複製聴取などを想定。</p>

(注1) 郵送の単体は、書類又はその写しの提出  
(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

## 1) 内閣官房の見解

### \* よくある質問 (FAQ) > (4) 民間事業者における取扱いに関する質問

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq4.html>

Q4-2-5 税や社会保障の関係書類へのマイナンバー(個人番号)の記載にあたり、事業者は従業員等からマイナンバーを取得する必要がありますが、その際、従業員等がマイナンバーの提供を拒んだ場合、どうすればいいですか？

A4-2-5 社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください。

### \*内閣官房 地方公共団体向けFAQ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/chihou.html#q1-8>

Q1-8 窓口で申請者が個人番号の記載を拒否している場合、どうすれば良いですか。本人の同意なしに住基端末から個人番号を取得しても良いですか？

A1-8 申請書などに個人番号を記載することが各制度における法的な義務であることを説明し、記載していただくようにしてください。それでも記載を拒否された場合は、番号法第14条第2項に基づき地方公共団体情報システム機構から個人番号を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることはできませんが、あくまで、住民基本台帳法別表に規定する事務として住基端末を利用する必要があります。

## 2) 国税庁の見解

### \* 番号制度概要に関するFAQ (平成27年10月28日更新)

Q2-3-1 申告書や法定調書等を税務署等に提出する際、必ず個人番号・法人番号を記載しなければならないのですか。

(答) 番号法整備法や税法の政省令の改正により、国税当局に提出される申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することが義務付けられております。したがって、申告書や法定調書等を税務署等に提出される際には、その提出される方や、扶養親族など一定の方に係る「個人番号・法人番号」の記載が必要となります。

Q2-3-3 申告書等を税務署等に提出する際、個人番号・法人番号の記載がない場合や誤りがある場合に罰則の適用はあるのですか。

(答) 申告書や法定調書等の税務関係書類を税務署等に提出する際に、個人番号・法人番号を記載しなかった場合や誤りがあった場合の罰則規定は、税法上設けられておりませんが、個人番号・法人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務ですので、正確に記載した上で提出をしてください。

### \* 源泉所得税関係に関するFAQ (平成27年10月28日更新)

Q1-3 平成27年中に扶養控除等申告書に個人番号を記載しても差し支えないとのことですが、従業員が個人番号の記載を拒んだ場合はどうすればよいですか。

(答) 平成27年中に提出する扶養控除等申告書については、法令上、個人番号の記載義務はありませんので、従業員がその記載を拒んだ場合は、記載を強制することはできません。

この場合、個人番号の記載のないまま受理することとなりますが、平成28年分の源泉徴収票(税務署提出用)には、従業員の個人番号の記載が必要となりますので、源泉徴収票を作成するまでに、別途従業員か

ら個人番号を取得する必要があります。

Q1-18 従業員から個人番号の提供を拒否された場合、どのように対応すればよいですか。

(答) 個人番号の記載は、法令で定められた義務であることを説明し、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

なお、平成27年12月以前に扶養控除等申告書の提出を求める場合には、法令上、当該申告書には個人番号の記載義務がありませんので、個人番号の提供を拒否された場合であっても、その経過等を記録する必要はありません。

### 3) 厚生労働省関係の見解

#### \* 雇用保険業務マイナンバー制度の導入に向けて（雇用保険業務）（平成27年11月）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000103610.pdf>

(質問3) 従業員から個人番号の提供を拒否された場合、雇用保険手続についてどのような取扱いとなりますか。

(回答) 個人番号の記載がない場合でも受理します。ただし、個人番号の記載は事業主の義務ですので、ご理解とご協力をお願いします。

#### \* 生活保護事務

生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について

(平成27年9月16日 厚生労働省社会・援護局保護課長)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T150917Q0060.pdf>

##### 1 生活保護申請時におけるマイナンバーの取扱いについて

(1) マイナンバーは、生活保護法第24条第1項第5号及び生活保護法施行規則第1条第3項第2号に規定される事項として位置づけられるものであるため、申請書を受理する際には、所定の欄にマイナンバーを記載するよう申請者に求めること。

(2) マイナンバーにより必要な調査を全て行うことができるわけではないこと等から、マイナンバーの提供は保護の要件とはしていないが、番号法第14条第2項に基づき、住基端末を利用して地方公共団体情報システム機構からマイナンバーを含む機構保存本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー等)の提供を受けることが可能であること。

(3) 住民登録のない者についてはマイナンバーが付番されないため、福祉事務所は住民票作成手続に必要な支援を行うこと。

#### \* 介護保険 平成27年9月29日老健局長通知

省令(平成27年厚生労働省令第150号)が本日公布され、平成28年1月1日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加。……介護保険事務に係る個人番号の利用に関する留意点などをまとめた事務連絡については、10月中を目途に発出予定(※未発出)

#### ※東京都社会福祉協議会「社会福祉施設・事業者のための規程集 マイナンバー編」(2015年11月)

「番号法上、事業者にとってはマイナンバーの要記載書類にマイナンバーを記載することが努力義務であり、職員等に対してマイナンバーの提供を求めることができますが、職員等には提供義務はありませんので、例えば、職員等が提供を拒否した場合は、強要することはできず、趣旨説明を行うことが必要になります」(まえがき)

#### 4) 高市総務大臣閣議後記者会見での発言（平成27年11月24日）

問) 通知カード送付の遅れで支障はでないか

答) 「来年1月以降は、各種手続に当たりまして、行政機関ですとか企業に対して、通知カードの提示が基本的に求められます。もしも、通知カードの不在通知票が入っていたけれども、問い合わせをし損ねた、再配達のお願いをし損ねたとか、そういった方も出てくる可能性があります、最終的にはマイナンバーは住基ネットで確認することができますので、すぐに具体のデメリットが生じるということはないと考えております。」

#### 5) 経済産業省の見解 「中小企業における マイナンバー法の実務対応」

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/privacy/downloadfiles/02bangoseido.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/02bangoseido.pdf)

03 03  
提供 提供

### 5. 提供を拒絶された場合の対応

#### ■ 個人番号の提供を受けられない場合にどう対応すべきか?

- ✓ 個人番号を提供しなくても罰則はない。
- ✓ しかし、会社は、法定調書等に個人番号を記載する義務がある。

**国税庁FAQ「Q2-3-2」**  
申告書等に個人番号・法人番号を記載していない場合、税務署等で受理されないのですか？  
(答) 申告書や法定調書等の記載対象となっている方全てが個人番号・法人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号・法人番号を記載することはできませんので、個人番号・法人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

**内閣官房FAQ「Q4-2-5」**  
✓ 従業員や金融機関の顧客などがマイナンバー（個人番号）の提供を拒んだ場合、どうすればよいですか？  
✓ 社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください。【番号法ガイドラインQ&A「Q17-6」も同旨】

28

03 03  
提供 提供

### 5. 提供を拒絶された場合の対応

**国税庁FAQ「Q2-10」**  
従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか？  
(答)  
法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。  
それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。  
経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

① 対象者に対して、個人番号を記載することが義務であり提供することが重要であることを周知し、その記録を残す  
② その上でなおも提供を拒まれた場合には、書類の提出先である行政機関等の指示に従う

29

#### 6) 法令の規定

##### \* 国税通則法（番号整備法による改正後）第124条

国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（以下略）

##### \* 番号法・整備法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（平成27年9月29日 平成27年厚生労働省令150号）

##### ・ 健康保険法や船員保険法

個人番号の記載された様式により届出を「行うものとする」。「もしなければならない」と義務付けになっている箇所では、「個人番号又は基礎年金番号」「被保険者証の記号番号又は個人番号」となっている

##### ・ 児童福祉法

医療費支給、通所給付費、入所給付決定、相談支援給付費などの事務で、「…提出しなければならない」申請者の記載事項として「個人番号」が追加

##### ・ 予防接種法

医療費支給、医療手当、（健康被害のよる）障害年金、死亡一時金、遺族年金、遺族一時金などの提出書類の記載項目として、「個人番号」が追加。

- ・ 労災補償保険法

障害補償給付、遺族補償年金などの請求で、「個人番号」を記載した請求書を提出しなければならない

- ・ 国民健康保険法

各届け出の際に「次に掲げる事項を記載した届書」を提出しなければならない、として、個人番号が追加

- ・ 感染症予防法

入院患者の医療費負担、結核患者の医療費負担の申請書に個人番号が追加。それを「提出して行くものとする」となっている。

- ・ 介護保険法

資格取得、住所地特例、被保険者証の再交付、負担割合証の交付、氏名・住所変更、要介護認定申請など事務全般の申請の際に、「提出しなければならない」とされる「次に掲げる事項を記載した申請書」の中に「個人番号」が追加

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律

提出しなければならない届書・申請書の記載項目として「個人番号」が追加。

## 7) 全国中小業者団体連絡会の対政府交渉での回答

マイナンバー記載なくても不利益ない 全中連に各省庁が回答（全国商工新聞 2015年11月9日）

<http://www.zenshoren.or.jp/zeikin/chouzei/151109-01/151109.html>

全国中小業者団体連絡会（全中連）が10月27、28の両日に行った省庁交渉ではマイナンバー（共通番号）制度実施の延期・中止を求めるとともに「共通番号の記載がなくても提出書類を受け取り、不利益を与えないこと」などを要望しました。主だった各省庁の回答を紹介します。

### 【内閣府】

「個人番号カード」の取得は申請によるもので強制ではない。カードを取得しないことで不利益はない。「扶養控除等申告書」「源泉徴収票」などの法定資料や雇用保険、健康保険、厚生年金保険など書類に番号が記載されていなくても書類は受け取る。記載されていないことで従業員、事業者にも不利益はない。従業員から番号の提出を拒否されたときは、その経過を記録する。しかし、記録がないことによる罰則はない。

### 【国税庁】

確定申告書などに番号未記載でも受理し、罰則・不利益はない。事業者が従業員などの番号を扱わないことに対して国税上の罰則や不利益はない。窓口で番号通知・本人確認ができなくても申告書は受理する。これらのことは個人でも法人でも同じ。

### 【厚生労働省】

労働保険に関して共通番号の提示が拒否され、雇用保険取得の届け出で番号の記載がない場合でも、事務組合の過度な負担が生じないよう、ハローワークは届け出を従来通り受理する。罰則や不利益はない。労働保険事務組合が番号を扱わないことによる罰則や不利益な扱いはない。番号を記載した書類を提出するとき、提出者本人の番号が確認できない場合でも書類は受理する。

## 【9】 個人番号カードを取得しない、個人番号を極力提供しない

### 1) マイナンバー制度反対の意思表示。普及定着させない取り組み

個人番号カードなくても手続き可能という社会意識の醸成

番号推進派の「提供しない人＝不正のある人」キャンペーンとの対抗が必要に

## 2) 個人番号を提供しなくても、行政内部で情報連携されることは変わらない

「提供しなければ情報連携されない」という誤解に注意

「見える番号」の流通リスク、カードの携帯リスク、本人確認書類郵送リスクが低減する

## 3) 特定個人情報（個人番号の付いた個人情報）の民間事業者からの漏えいを防止

漏えいすると、「個人情報闇市場」で違法なデータマッチングが容易になる

提供を求められたら必要な措置を確認。講じられていない民間事業者等には提供しない

民間事業者の準備の遅れ 帝国データバンク2015年10月調査

<http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p151104.html>

完了した企業は6.4%、23%は未対応、対策費用は平均61万円

神戸商工会議所の会員の中小企業調査で、「準備していない」「準備する予定はない」計53.2%

<特定個人情報を扱う際に民間事業者で必要な準備>……個人番号を扱わなければ不要

- ・収集……法令で認められた事務だけ、収集時に利用目的の通知または公表と本人確認必要
- ・利用提供……法令で認められた事務だけ、本人同意あっても目的外利用提供の禁止
- ・保管廃棄……必要がある期間だけ、必要がなくなったら廃棄必要
- ・安全管理措置を整える義務（漏えい、滅失又は毀損の防止、委託先に対する監督責任）

基本方針・取扱規程等の策定（取扱い等の明確化）

組織的安全管理措置（責任者と事務取扱担当者、取扱状況の記録・点検、漏洩等の報告連絡体制）

人的安全管理措置（事務取扱担当者の監督・教育）

物理的安全管理措置（取り扱う区域の管理、機器の盗難等の防止、パスワードの設定）

技術的安全管理措置（取り扱う機器と人の特定、不正アクセス等の防止、）

## 4) 個人番号カードを盗用されたり紛失すると成りすまし被害にあう

カードと暗証番号があれば、本人の代わりにマイナポータルやコンビニ交付が利用可能

## 5) 個人番号やカードを受け取れない人の人権（就労、福祉受給等）を守る

住む所を失い住民票（住民票コード）がない人、住民票はなくても現場を渡り歩いて働いている人、認知症で保護され住所も戸籍もわからない人、住民票を動かさずに別の所に住んでいる人（長期入院入所や被災やDV等や悪徳金融逃れ等）などの排除や不利益のない社会を

## 6) 個人番号カード、通知カードによる人権侵害の防止

- ・提示すると戸籍上の性別や通称名使用等が相手に伝わる（住民基本台帳情報が券面に表示）
- ・個人番号カード作成時に顔を撮影され顔認証される（拒むと作成されない）
- ・作成のため提供した顔写真は地方公共団体情報システム機構で保存管理（漏洩不正使用の危険）

## 7) 就業規則で番号提供を義務づけられるか

利用事務側の官公庁が記入なくても受け付けるものを、会社（＝関係事務実施者）が強制できるか  
労働行政所管に不利益扱いの防止を要請する必要

## 8) 提供の求めを拒む際の「提供を求めた経過等を記録、保存」の扱い

作成しなくても罰則はないが、記入拒否の意思の明確化と提出先官公庁向けに、本人が記入拒否の意思と「記入の求め」があったことを記した文書提出することがベター